

県立学校事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

岩手県教育委員会

教育長 高橋嘉行

県立学校事務処理規程の一部を改正する訓令

県立学校事務処理規程（昭和44年岩手県教育委員会訓令第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(校長委任事項)</p> <p>第3条 県立学校の所掌に係る事務に関し校長に委任する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 教育財産の使用の許可に関すること（重要かつ異例に属することを除く。）。</p> <p>(2)～(4) [略]</p>	<p>(校長委任事項)</p> <p>第3条 県立学校の所掌に係る事務に関し校長に委任する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 教育財産の使用の許可<u>又は貸付け</u>に関すること（重要かつ異例に属することを除く。）。</p> <p>(2)～(4) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。